

『Zairyo-to-Kankyo』 投稿原稿の著作権移転に関わる規則

本誓約書は、「Zairyo-to-Kankyo(材料と環境)」への投稿原稿（以下、「投稿原稿」とする。）の著者（以下、「甲」とする。）と社団法人腐食防食協会（以下、「乙」とする。）との間における当該投稿原稿の著作権の取扱いを定めるものである。

第1条（著作権の移転）

- (1) 甲は投稿原稿に関わる著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）を、当該原稿が掲載可となった日をもって乙に移転する。ただし、投稿原稿に含まれる図表等で甲が著作権を有しない部分は著作権移転の対象から除く。なお、前記の著作権を有しない図表等については、甲は投稿時に当該図表等の存在を乙に明示しなければならない。
- (2) 甲は投稿原稿に関わる著作者人格権を乙に対し行使しない。

第2条（甲の権利）

第1条に定める著作権移転の日から、乙は甲に対し、以下の権利を許諾するものとする。

- (1) 授業等における教材としての使用を含め、個人使用を目的とした投稿原稿のコピーの作成（印刷物もしくは電子ファイル）。
- (2) 個人使用を目的とした研究分野の同僚への投稿原稿のコピーの作成と配布（電子メールによる配布を含む）。（ただし、商業目的あるいは電子メールリスト、サーバなどを介した組織的な配布は禁止）
- (3) サーバを含むインターネットサイトへの出版前の投稿原稿ファイルおよび投稿原稿の最終原稿の公開および恒久的な保持。ただし、当該投稿原稿の出典を明示すること。
- (4) 学術会議等での投稿原稿の発表及び会議参加者への投稿原稿のコピーの配布。
- (5) 投稿原稿が業務の範囲で作成された場合、雇用主による研修などの社内利用のための投稿原稿の全てあるいは一部の情報の使用。
- (6) 学位論文への投稿原稿の全てまたは一部の使用（ただし、当該学位論文は販売されてはならない）。
- (7) 書籍等の編集印刷物への投稿原稿の使用。ただし、商業目的の場合を除く。
- (8) 投稿原稿の書籍形式への拡張あるいは他の仕事（研究）への部分的な再使用や抜粋など他の派生物への使用。

第3条（本誓約書に定めのない事項）

投稿原稿の著作権に関連し、本誓約書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めることとする。